| 業務名（業務コード） | 輸入申告事項登録（ＩＤＡ） | | |

| 業務名（業務コード） | 輸入申告事項登録（ＩＤＡ） | | |

業務名（業務コード）	輸入申告事項登録（ＩＤＡ）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰1	繰2	条件（海上）																				入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（航空）																入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式
								申告等種別 C／F				申告等種別 H／N				申告等種別 J／P				申告等種別 S／M／A／G				申告等種別 K／D／U／L／B／E				申告等種別 R						申告等種別 C／F				申告等種別 Y				申告等種別 H／N				申告等種別 J／P				申告等種別 S／M／A／G				申告等種別 K／D／U／L／B／E				申告等種別 R							
62		プラットフォーム等コード	PFC	an	6			C				C				C				X				C				C					C				C				C				C				C					プラットフォームコード	（１）「通販貨物等識別」欄に「１」を入力した場合は、必須入力 （２）「通販貨物等識別」欄に「２」を入力した場合は、任意入力 （３）「通販貨物等識別」欄に「３」を入力した場合は、入力不可
63		プラットフォーム名等	PFN	an	70				F				F				F				X				F				F				プラットフォーム等コードＤＢ		F				F				F				X				F				F					プラットフォーム等コードＤＢ	プラットフォーム等コードＤＢ
64		戻税申告識別	RTD	an	1			C				X				C				C				C				C					C				X				C				C				C						関税定率法第１９条の３（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）に係る申告を行う場合に「Ｘ」を入力
65		輸入貿易管理令第３条等識別	WU	an	1			C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C						輸入管理令第３条に係る公表を行う告示に該当する場合に、その旨をコードで入力 Ｗ：ワシントン条約附属書Ⅰ～Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書等を取得している場合で、Ｔ以外のもの Ｃ：公表を行う告示三－７（１０）及び三－８（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの Ｔ：公表を行う告示三－８（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、Ｗ及びＯ以外のもの ※ワシントン条約附属書Ⅲに掲げる種の申告において、公表を行う告示三－８（４）の表の上欄に掲げる当該動物又は植物の原産地のうち、当該動物又は植物を附属書Ⅲに掲げた国を除く国又は地域に該当する場合も当該コードを入力 Ｇ：公表を行う告示三（三－７（１０）及び三－８を除く）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、Ｗ以外のもの Ｋ：その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合 Ｕ：輸入貿易管理令別表第１の第２０号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合
66		輸入承認証添付識別	IL	an	1			C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C						（１）輸入承認証を添付する旨をコードで入力 Ｆ：輸入承認証（無為替） Ｉ：輸入承認証（有為替、または無為替及び有為替両方がある場合） （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、入力不可
67		内容点検等結果	N4	an	1			C				C				C				C				C				C					C				C				C				C				C						内容点検または書類確認をした場合に、その旨をコードで入力 Ａ：異常なし Ｂ：異常あり Ｃ：確認依頼
68		税関調査用符号	CI	an	5			C				C				C				C				C				C					C				C				C				C				C						税関が指示した場合に、指定されたコードを入力
69		他法令コード	OL_	an	2	5		C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C					他法令コード	（１）関税法第７０条関係の許可承認書等を添付する場合または他法令手続の証明をシステムにより行う場合は、他法令をコードで入力 （２）同一コードの重複がないこと
70		共通管理番号	KNO	an	10			C				C				C				C				C				C				共通管理番号ＤＢ		C				X				C				C				C				C					共通管理番号ＤＢ	（１）当該輸入申告等に係る他法令手続が既に行われ、共通管理番号を取得している場合であり、その他法令手続の証明をシステムにより行う場合に入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可
71		食品衛生証明識別	FD	an	2			C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C						（１）食品衛生法に係る他法令手続の証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１届出のみの場合） ２～９９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９９届出の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
72		植物防疫証明識別	PL	an	2			C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C						（１）植物防疫法に係る他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～９９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９９申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
73		動物検疫証明識別	AN	an	2			C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C						（１）以下の他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 ①家畜伝染病予防法 ②狂犬病予防法 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～９９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９９申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
74		輸入承認証等識別	S__	an	4	10		C				C				C				C				C				C					C				X				C				C				C					輸入承認証等識別コード	（１）申告等種別が「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」または「Ｒ」の場合は、「ＨＫＡＴ（包括審査扱い変理番号）」の入力不可 （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、以下のコードの入力不可 ①「輸入承認証番号」に係るコード ②「事前確認番号」に係るコード （３）申告等種別が「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、「Ｇ」の場合は、「ＫＡＮＳ（関税割当証明書番号（システム））」の入力不可 （４）「ＧＥＮＳ」を入力する場合は、２欄を１単位として２欄連続で「ＧＥＮＳ」を入力する （５）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合は、「ＧＫＮＯ（減免戻し税等明細書）」の入力不可
75		輸入承認証番号等	N__	an	20	*			M				M				M				M				M				M						M				X					M				M				M				M						（１）２欄連続で入力された「ＧＥＮＳ」に係る「輸入承認証番号等」欄については、以下の組み合わせで入力 ①「ＧＥＮＳ（１欄目）」：「ｅＣ／Ｏキー」 ②「ＧＥＮＳ（２欄目）」：「Ｃ／Ｏ番号」 （２）「ｅＣ／Ｏキー」または「Ｃ／Ｏ番号」が２０桁を超える場合は、「原産地証明書情報内容照会（ＩＯＶ）」業務でＮ－Ｃ／Ｏ番号を特定し、「ＧＥＮＮ」（電子原産地証明書（Ｎ－Ｃ／Ｏ番号））で入力する （３）輸入承認証等識別が「ＧＥＮＳ」の場合のみ、「＿（アンダーバー）」の入力可
76		インボイス識別	IV1	an	1			M				C				M				M				M				M					M				M				C				M				M				M						Ａ：インボイス Ｂ：インボイスに代わる書類 Ｃ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報あり） Ｄ：電子インボイス（ＮＡＣＣＳ／仕分情報なし）
77		電子インボイス受付番号	IV2	an	10			C				C				C				C				C				C					C				C				C				C				C						（１）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 （２）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」以外が入力された場合は、入力不可
78		インボイス番号	IV3	an	35			C				C				C				C				C				C					C				C				C				C				C						
79		インボイス価格区分コード	IP1	an	1			C				C				C				C				C				C					C				C				C				C				C						インボイス価格（インボイスに代わる書類による価格を含む。以下同様）の条件をコードで入力 Ａ：有償貨物についてのインボイス価格 Ｂ：無償貨物についてのインボイス価格 Ｃ：有償貨物についてのインボイス価格に、無償についての価格を加えた価格 Ｄ：上記以外の価格
80		インボイス価格条件コード	IP2	an	3				M				M				M				M				M				M						M				M					M				M				M					価格条件コード	
81		インボイス通貨コード	IP3	an	3				M				M				M				M				M				M						M				M					M				M				M					通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	
82		インボイス価格	IP4	n	18				M				X				M				M				M				M						M				M					M				M				M						（１）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （２）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可

業務名（業務コード）　輸入申告事項登録（ＩＤＡ）

| 項番 | 欄 | 項目名 | ID | 属性 | 桁 | 繰1 | 繰2 | 条件（海上） | | |

| 業務名（業務コード） | 輸入申告事項登録（ＩＤＡ） | | |

| 業務名（業務コード） | | | 輸入申告事項登録（ＩＤＡ） | | |